

インターネットEＢプロで利用規定

第1条（サービス形態）

- インターネットEＢ　プロ（以下「本サービス」といいます）は、契約者ご本人（以下「契約者」といいます）が占有・管理するパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「パソコン」といいます）により、インターネットを利用して、次の取引を依頼することができるものとします。
 - 照会サービス
あらかじめ届け出た契約者名義の口座（以下「照会指定口座」といいます）の残高等の照会を行う取引。
 - 振込振替サービス
あらかじめ届け出た口座（以下「支払指定口座」といいます）よりご依頼金額を引落しのうえ、契約者の指定した当行および他金融機関の国内本支店の口座（以下「入金指定口座」といいます）へ入金する取引。
 - データ伝送サービス
 - 総合振込サービス
契約者からの依頼にもとづき、契約者があらかじめ届け出た口座（以下「引落指定口座」といいます）からご依頼金額を引落しのうえ、振込を行う取引。
 - 給与・賞与振込サービス
契約者からの依頼にもとづき、契約者があらかじめ届け出た口座（以下「引落指定口座」といいます）からご依頼金額を引落しのうえ、給与振込を行う取引。
 - 地方税納入サービス
契約者からの特別徴収地方税の納入の依頼にもとづき、当行が手続きを行う取引。
 - 口座振替サービス
契約者指定の口座振替取引により引落した資金を、契約者があらかじめ指定した当行の口座（以下「振替済資金入金指定口座」といいます）に入金する取引。
 - 集金代行サービス
当行または当行が指定する収納委託会社の提携金融機関の口座から、契約者の指定する口座振替取引により引落した資金を、契約者があらかじめ指定した当行の口座（以下「振替済資金入金指定口座」といいます）に入金する取引。
 - 残高・入出金明細・振込入金照会サービス
あらかじめ届け出た契約者名義の口座（以下「照会指定口座」といいます）の残高・入出金明細・振込入金の照会を電子データにて行う取引。
- その他当行が定めるサービス

- 本サービスにより利用することのできる照会指定口座、または支払指定口座の科目・預金種別は当行所定のものに限ります。
- 本サービスを利用するに際して利用できるパソコンの機種およびソフトウェアは当行所定のものに限ります。
- 本サービスは別途、当行の定める事業者（以下「認証事業者」といいます）が運営する認証サービスを利用するものとします。
- 本サービスの利用日・利用時間は、当行が定めた利用日・利用時間内とします。ただし、当行は契約者に事前に通知することなくこれを変更することができるものとします。なお、当行の責めによらない回線工事等が発生した場合は、取扱時間中であっても契約者に予告なく、取扱いを一時停止または中止することがあります。
- 本サービスの利用は日本国内に限ります。なお、海外からの利用により生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 契約者は、本規定の内容を十分に理解した上で、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

第2条（本人確認、依頼内容の確認）

- 本サービスを利用する際の本人確認は、認証事業者の行う認証サービスによるものとします。
- 認証事業者は、本人確認方法として電子証明書および接続ID（以下これを「電子証明書等」といいます）を使用します。電子証明書等の取扱いには、認証事業者の定めに従うものとします。
- 契約者は電子証明書を所定の方法により、契約者のパソコンにインストールするものとします。電子証明書は所定の期間（以下「有効期間」といいます）に限り有効です。本サービスを継続して利用するためには、有効期間が満了する前に所定の方法により電子証明書の更新を行う必要があります。
- 契約者が本サービスを利用する場合は、電子証明書等、照会用暗証番号、振込振替暗証番号、確認暗証番号（以下これらを総称して「暗証番号等」といいます）、パスワード、ファイルアクセスキーを（以下これらを総称して「パスワード等」といいます）使用し、当行に登録された電子証明書等、暗証番号等およびパスワード等の一致を確認した場合は、当行は次の事項を確認できたものとして取扱いします。
 - 契約者の意思による利用の申込、または承諾の意思表示であること。
 - 当行が受信した依頼内容が真正なものであること。
- 暗証番号等、パスワード等および電子証明書等は、契約者ご本人の責任において厳重に管理してください。安全性を高めるため、生年月日、電話番号、連続番号など、他人に知られやすい番号を暗証番号等やパスワード等として使用することは避けてください。また、当行からこれらの内容をお聞きすることはありません。
- 暗証番号等およびパスワード等が盗み出され、他人に知られたような場合、またはその恐れがある場合は、すみやかに当行まで届け出の上、変更を行ってください。なお、当行への届け出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 電子証明書をインストールしたパソコンを譲渡、廃棄、遺失、盗難等により契約者が管理できない状況になった場合には、契約者は所定の方法により、届出を行い電子証明書の失効を申し出るものとします。契約者がこの失効を行わなかった場合、電子証明書の不正使用その他の事故が発生しても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。新しいパソコンにて電子証明書を利用する場合は、所定の方法により電子証明書の再発行を受けていただく必要があります。
- 契約者が暗証番号等およびパスワード等の入力进行当行所定の回数連続して誤った場合は、当行は本サービスの取扱いを中止することができるものとします。

第3条（利用限度額）

- 契約者があらかじめ「振込振替サービス」における取引1回あたりの利用限度額（以下「限度額」といいます）を、書面により届け出た金額を利用限度額とします。
- 限度額を変更する場合は、当行へ当行所定の書面により届け出るものとします。
- 限度額を超える取引依頼については、当行は取引を実行する義務を負いません。

第4条（照会サービス）

- 受入証券類の不渡、その他相当の事情がある場合には、すでに応答した内容について、訂正または取消をすることがあります。この場合、訂正または取消により生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 契約者は、残高等の口座情報が当行所定の時刻における内容であり、契約者が取引照会を行った時点での内容とは異なる場合があることを異議なく承認し、これに起因して生じた損害について、当行は責任を負いません。

第5条（振込振替サービス）

- 本サービスにおける振込振替取引は、次により取扱います。

- 「振替」…支払指定口座と入金指定口座が同一店内にあり、かつ同一名義の場合における資金移動。
- 「振込」…上記以外の口座間における資金移動。
- 支払指定口座の指定方法は、当行所定の書面により届け出るものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。、
- 入金指定口座の指定方法は、契約者があらかじめ当行所定の書面により入金指定口座を届出する方法（以下、「事前登録方式」といいます）、および契約者が振込の都度、入金指定口座を指定する方法（以下、「都度指定方式」といいます）があります。なお、契約者は、都度指定方式による振込振替は一見の振込先に振込が可能となるリスクがあることを理解のうえ、契約者自らの責任において利用するものとします。
- 依頼内容については、当行が1件毎に最終確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- 依頼内容が確定した場合、当行は直ちに（振込予約の場合は振込指定日に）支払指定口座から振込金額または振替金額を引落のうえ、当行所定の方法で振込または振替の手続きを行います。
- 支払指定口座からの振込資金または振替資金の引落しにあたっては、当行の各種預金規定、当座勘定貸越約定等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- 振込手数料は、毎月1ヶ月分を取りまとめのうえ、当行所定の振替日に、預金通帳及び払戻請求書または当座小切手なしであらかじめ指定された手数料引落口座より自動的に引落します。
- 振込・振替資金は、入金指定口座元帳に入金記憶されたうえでなければ支払資金としません。
- 以下の各号に該当する場合、口座・振替サービスのお取扱いはできません。
 - 振込金額または振替金額が、支払指定口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。以下同じ。）を超えるとき。ただし、振込指定日における振込予約の依頼合計が支払指定口座より払戻すことのできる金額を超えるときは、そのいずれを振込または振替えるかは当行の任意とします。
 - 支払指定口座あるいは入金指定口座が解約済のとき。
 - 契約者から支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを行ったとき。
 - 入金指定口座の預金名義人より入金禁止の手続きがとられているとき。
 - 差押等やむをえない事情があり、当行が支払を不適当と認めたととき。
 - 本利用規定に反して、利用されたとき。
- 入金指定口座への入金ができない場合には、振込取引または振替取引はなかったものとします。
- 振込予約を取消す場合は、振込指定日の前営業日の当行所定の時刻までは契約者のパソコンから、取消依頼を行うことができますが、それ以降は後記第12条に規定する「相戻し」により取扱うものとします。

第6条（総合振込サービス）

- 総合振込は、次の各項に定める取扱いによるほか、契約者と当行の間で締結した「総合振込に関する協定書」の定めによるものとします。
- 同一の日を振込指定日として複数の異なる受取人に対して振込を行う場合は、本案の総合振込により行ってください。
 - 本サービスにより総合振込を依頼する場合は、当行所定の日時までに行ってください。その際は、データ送信と同時に振込指定日、振込件数、振込合計金額をファクシミリで当行に通知してください。
 - 引落指定口座の指定方法は、当行所定の書面により届け出るものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - 振込指定口座は、当行の本支店及び全国銀行データ通信システムに加盟している金融機関の本支店の普通預金、当座預金および貯蓄預金とし、依頼の都度、契約者が指定するものとします。
 - 振込指定日は、当行の営業日とし、契約者が指定するものとします。
 - 振込資金は振込指定日の前営業日までに届出の口座に入金するものとし、当行所定の日に引落します。なお、振込資金の引落しができない場合、総合振込のお取扱いができない場合があります。
 - 振込資金の引落しにあたっては、当行の各種預金規定、各種当座勘定貸越約定等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱います。
 - 振込手数料は、毎月1ヶ月分を取りまとめのうえ、当行所定の振替日に、預金通帳及び払戻請求書または当座小切手なしであらかじめ指定された手数料引落口座より自動的に引落します。
 - 受取人に対する振込金の支払開始時期は、振込金が振込指定口座に入金された時とします。
 - 振込取引において、振込指定口座への入金ができない場合には、当行所定の相戻手続により処理します。
 - 契約者がパスワード等を入力のうえ送信したデータを、当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできないものとします。なお、振込契約の成立後にその振込を取りやめる場合は、後記第12条に規定する「相戻し」により取扱うものとします。

第7条（給与・賞与振込サービス）

- 給与振込・賞与振込（以下「給与振込等」といいます）は、次の各項に定める取扱いによるほか、契約者と当行の間に締結した「給与振込に関する協定書」の定めによるものとします。
- 本サービスにより給与振込等を依頼する場合は、当行所定の日時までに行ってください。
 - 給与振込等は、契約者の役員・従業員（以下「受給者」といいます）に対する報酬・給与・賞与（以下「給与」といいます）の振込に限ります。
 - 引落指定口座の指定方法は、当行所定の書面により届け出るものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。、
 - 振込指定口座は、当行の本支店及び当行が給与振込等の提携をしている金融機関の国内本支店（以下「提携金融機関」といいます）の受給者名義の普通預金または当座預金とします。
 - 前項4.の振込指定口座は、契約者が事前に口座確認を行うものとします。
 - 振込指定日は、当行の営業日とし、契約者が指定するものとします。
 - 振込資金は振込指定日の前営業日までに届出の口座に入金するものとし、当行所定の日に引落します。なお、振込資金の引落しができない場合、給与振込等のお取扱いができない場合があります。
 - 振込資金の引落しにあたっては、当行の各種預金規定、当座勘定貸越約定等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書または、当座小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱います。
 - 振込手数料は、毎月1ヶ月分を取りまとめのうえ、当行所定の振替日に、預金通帳及び払戻請

- 求書または当座小切手なしであらかじめ指定された手数料引落口座より自動的に引落します。
- 受給者に対する振込金の支払開始時期は、振込指定日の午前10時とします。
- 契約者がパスワード等を入力のうえ送信したデータを、当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできないものとします。なお、振込契約の成立後にその振込を取りやめる場合は、後記第12条に規定する「相戻し」により取扱うものとします。

第8条（地方税納入サービス）

- 地方税納入サービスは、次の各項に定める取扱いによるほか、契約者と当行の間で締結した「地方税納入サービスに関する契約書」の定めによるものとします。
- 本サービスにより地方税納入を依頼する場合は、当行所定の日時までに行ってください。
 - 地方税納入サービスとは、依頼人がパソコン等を通じてインターネットにより当行に特別徴収地方税の納入の依頼を行い、当行が手続きを行うサービスとします。
 - 納付期限日は、毎月10日とし当日が銀行休業日の場合は翌営業日とします。
 - 当行が受信した納付明細データに瑕疵があった場合は、依頼人はあらかじめ指定された日時までにすみやかに再伝送してください。
 - 引落指定口座の指定方法は、当行所定の書面により届け出るものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。、
 - 当行は、依頼人より当行所定の手数料をいただきます。
 - 納付資金ならびに手数料は、依頼人が指定する預金口座から、当行所定の方法により、納付期限日に引落します。
 - 当行が受入れた全データに対しての納入中止は、あらかじめ指定された日時までに所定の方法で当行に届出てください。ただしデータの一部取消はできません。
 - 依頼人の依頼にもとづき当行が作成した納付書について、納付先の市区町村から当行に対して納付内容の照会があった場合には、当行は依頼内容について依頼人に照会することがあります。この場合は、速やかに回答してください。

第9条（口座振替サービス）

- 口座振替は、次の各項に定める取扱いによるほか、契約者と当行の間で締結した「預金口座振替に関する協定書」の定めによるものとします。
- 当行は契約者からの依頼により、データ伝送サービスを利用した預金口座振替による収納事務を受託します。
 - 本サービスにより口座振替を依頼する場合は、当行所定の日時までに行ってください。その際は、データ送信と同時に引落指定日、引落件数、引落合計金額をファクシミリで当行に通知してください。
 - 振替済資金の入金口座の指定方法は、当行所定の書面により届け出るものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - 契約者は、支払人から預金口座振替の依頼を受けたときは、当行所定の預金口座振替依頼書（以下「依頼書」といいます）の提出を受け、当行へ提出してください。なお、口座振替の引落指定口座（以下「引落指定口座」といいます）、当行の国内本支店にある支払人名義の普通預金または当座預金とします。
 - 振替日は当行の営業日とし、契約者が指定するものとします。
 - 契約者がパスワード等を入力のうえ送信したデータを、当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできないものとします。なお、当行がデータ受信後にその依頼内容を取りやめる場合は、当行所定の取消時の事務取扱手数料をいただきます。

第10条（集金代行サービス）

- 集金代行サービスは、次の各項に定める取扱いによるほか、契約者と当行の間で締結した「預金口座振替による集金代行事務委託契約書」の定めによるものとします。
- 当行は契約者からの依頼により、データ伝送サービスを利用した預金口座振替による収納事務を受託します。
 - 本サービスにより口座振替を依頼する場合は、当行所定の日時までに行ってください。その際は、データ送信と同時に引落指定日、引落件数、引落合計金額をファクシミリで当行に通知してください。
 - 振替済資金の入金口座の指定方法は、当行所定の書面により届け出るものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - 契約者は、支払人から預金口座振替の依頼を受けたときは、依頼書の提出を受け、当行へ提出してください。なお、引落指定口座は、当行の国内本支店および当行が指定する収納委託会社の提携金融機関の国内本支店にある支払人名義の普通預金または当座預金とします。
 - 振替日は当行指定の営業日より、契約者が指定するものとします。
 - 契約者がパスワード等を入力のうえ送信したデータを、当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできないものとします。なお、当行がデータ受信後にその依頼内容を取りやめる場合は、当行所定取消時の事務取扱手数料をいただきます。

第11条（残高・入出金明細・振込入金照会サービス）

- 契約者は、通知対象口座について残高、入出金明細または振込入金のお知らせを、当行所定の時期にて取得することができます。
- 受入証券類の不渡、その他相当の事情がある場合には、すでに応答した内容について、訂正または取消をすることがあります。この場合、訂正または取消により生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 契約者は、残高等の口座情報が当行所定の時刻における内容であり、契約者が取引照会を行った時点での内容とは異なる場合があることを異議なく承認し、これに起因して生じた損害について、当行は責任を負いません。

第12条（相戻し・振込内容の変更）

- 振込の相戻しまたは変更の依頼にあたっては、支払指定口座または引落指定口座のある当行本支店にて当行所定の方法により取扱います。
- 当行は契約者からの依頼内容にもとづき、相戻依頼電文または訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。相戻しされた振込資金は、支払指定口座または引落指定口座に入金します。
- 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、相戻しまたは訂正ができないことがあります。この場合には受取人との間で協議してください。、
- 相戻しの受付にあたっては、当行所定の相戻手数料をいただきます。

第13条（手数料等）

- 本サービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料を、毎月、あらかじめ指定された手数料引落口座から引落します。
- 「振込振替サービス」及び「データ伝送サービス」を行う場合は、当行所定の振込手数料を、毎月1ヶ月分をとりまとめのうえ、当行所定の振替日に手数料引落口座から引落します。
- 第1項および第2項の手数料の引落しにあたっては、当行の各種預金約定・規定、各種当座貸越約定等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書または、当座小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱います。

- 当行は、第1項および第2項の手数料を契約者に事前に通知することなく変更することができます。とします。

第14条（取引内容の確認）

- 本サービスによる取引後、すみやかにパソコンにより振込・振替結果照会を行うか、預金通帳への記入または当座勘定照合表等により、取引内容を照会してください。万一、取引内容・残高に疑義がある場合は、ただちにお取引店にご連絡ください。
- 取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当行の間で疑義が生じたときは、当行の電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。
- 当行は本サービスにかかる取引の依頼はすべて記録し、相当期間保存します。

第15条（免責事項）

- 当行が、契約者のパソコンから送信された暗証番号等、パスワード等、電子証明書等および口座番号と、当行に届出の暗証番号等、パスワード等、電子証明書等および口座番号の一致を確認して取扱いのうえは、暗証番号等、パスワード等および電子証明書等につき、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- 次の事由により、本サービスの取扱いに不正使用、遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
 - 災害・事変または裁判所等公的機関の措置等によりやむを得ない事由があった場合
 - 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合
 - 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴等がなされたことにより暗証番号等、パスワード等、電子証明書等や、契約者情報が漏洩した場合
 - 本規定に定める本人確認手続きを行っうえで契約者の依頼を取り扱ったにもかかわらず、暗証番号等、パスワード等の取扱いに不正使用、遅延、盗用または不正使用等などがあった場合
 - 申込書類等に使用された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行ったにもかかわらず、それらの書類につき偽造・変造・盗用または不正使用等があった場合
 - 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があった場合
 - 契約者が届出事項の変更を怠った場合
- 本サービスにより入手した情報の利用結果について、当行は損害賠償等一切の責任を負いません。

第16条（届出事項の変更等）

暗証番号等、パスワード等および指定口座等の届出内容に変更がある場合は、当行所定の書面によりただちにお取引店にお届けください。変更の届出は、当行の変更処理が終了した後有効となります。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第17条（解約）

- 本サービスは、当事者の一方の都合によりいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は、書面によるものとします。なお、解約の届出は当行の解約手続きが終了した後有効となります。
- 当行の都合により本サービスを解約する場合は、届出の住所に解約の通知を行います。その場合、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に、到達したものとみなします。
- 解約により、当行が本サービスの取扱いを停止した後に、「振込振替サービス」および「データ伝送サービス」で、解約の時までに処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理を行う義務を負いません。なお、解約手続き完了後に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
- 契約者が次の各号のいずれかに該当したときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスを解約することができます。なお、解約により契約者に損害が生じたとしても、当行は責任を負いません。
 - 支払停止、または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立てがあった場合
 - 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、当行において契約者の所在が不明となった場合
 - 契約者が本利用規定に違反した場合など、当行が解約を必要とする相当の事由が生じた場合
- 1年以上にわたり本サービスのご利用がない場合
- 所定の手数料の支払がない場合

第18条（規定の変更）

- 当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。
 - 契約者の一般の利益に適合する場合
 - 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合
- 本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネットその他適当な方法で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。
- 第1項第2号による変更の場合、前項の公表と効力発生日の間には、1ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

第19条（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、関係する預金規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定および振込規定等により取扱います。

第20条（契約期間）

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第21条（譲渡・買入れ）

この取引に基づく契約者の権利は、譲渡・買入れすることはできません。

第22条（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、大阪地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上

2020年1月1日現在